

趣味で蜜蜂を飼育する場合でも、 事前の飼育届の提出が必要です！



～ 蜜蜂の通年飼育を予定している方、
及び蜂蜜や蜜蜂等を譲渡または販売予定の方 ～

飼育予定の前年の夏に行われる調整会議で調整を行った上で、毎年、1月末までに飼育届を、住所地の振興局（北海道養蜂協会会員においては、北海道養蜂協会）に提出してください。

蜜蜂の飼育に関しては、周辺の養蜂家等と事前に調整が必要となります。

詳しくは北海道畜産振興課のホームページ、又は所在地を管轄する総合振興局（振興局）産業振興部農務課に、お問い合わせください。

・蜜蜂を道外から移動させる場合、また、道内で蜜蜂を移動させようとする場合は、知事の許可が必要です。

蜜蜂の転飼申請については、道外から移動させる場合には、移動する2ヶ月前までに、また、道内で蜜蜂を移動させようとする場合には、移動する1ヶ月前までに、知事に申請してください。



- ・飼育後は適切な衛生管理をお願いします。
- ・腐蛆病（ふそびょう）の検査は毎年受ける必要があります。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。
- ・蜜蜂の飼育を止めるときも、放置せずに適切な処置をお願いします。



腐蛆病（ふそびょう）には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。

相 談 窓 口

まずは、お住まいの地域を管轄する振興局にご相談ください。

北海道オホーツク総合振興局産業振興部農務課畜産係 0152-41-0665